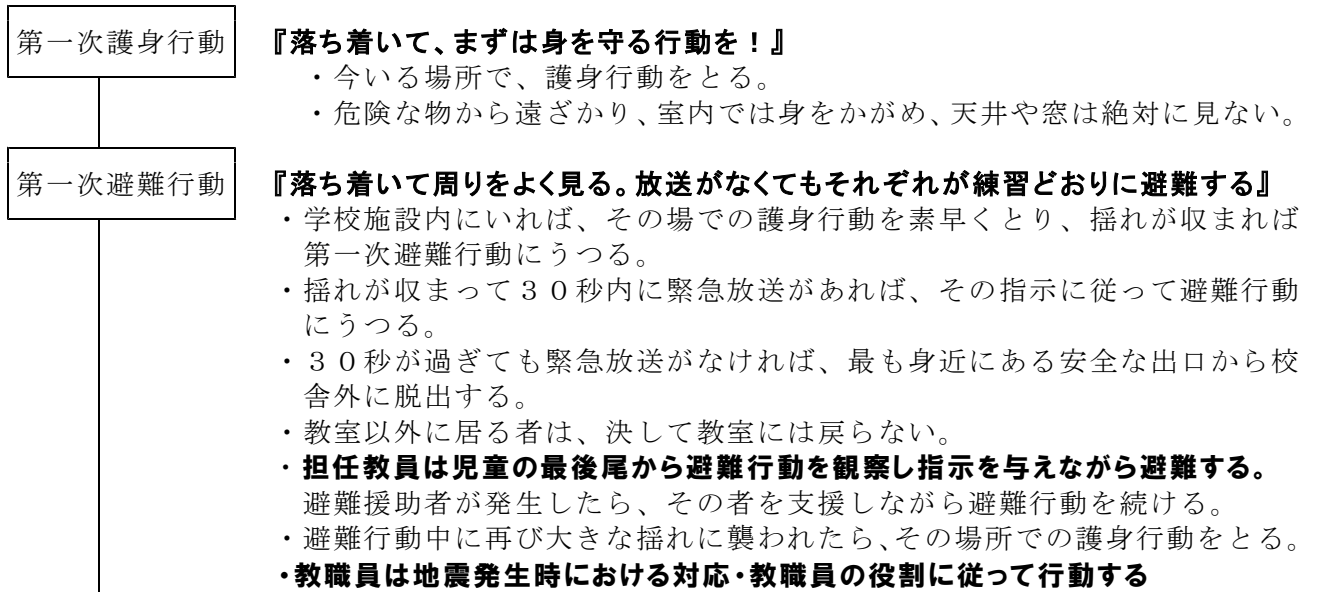
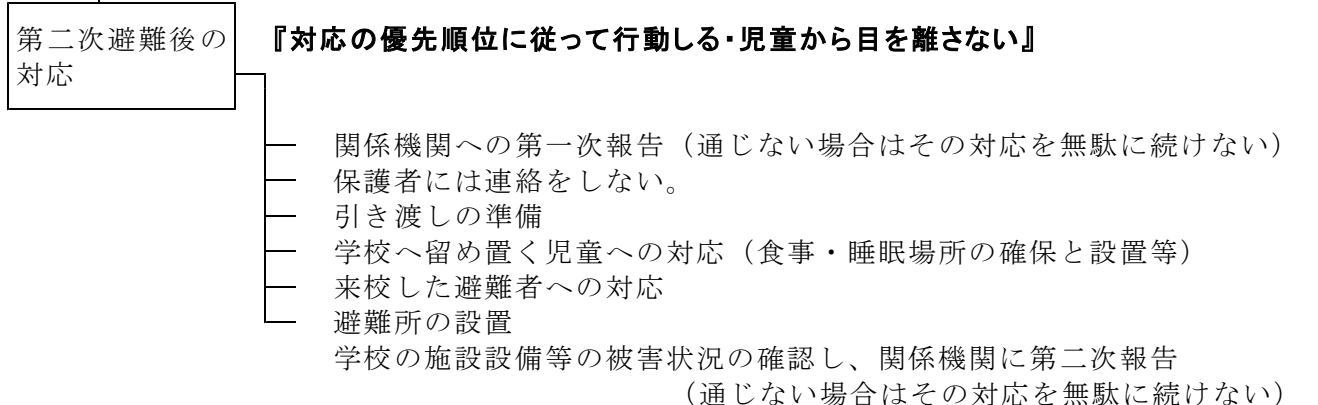
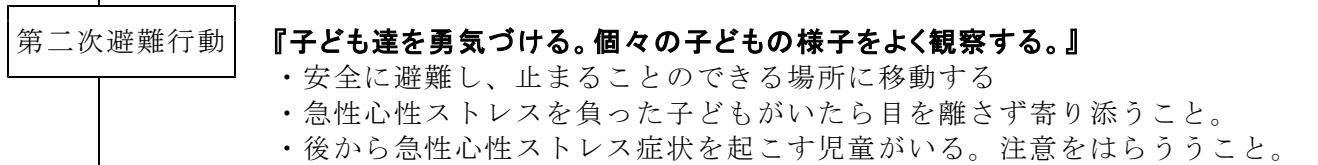
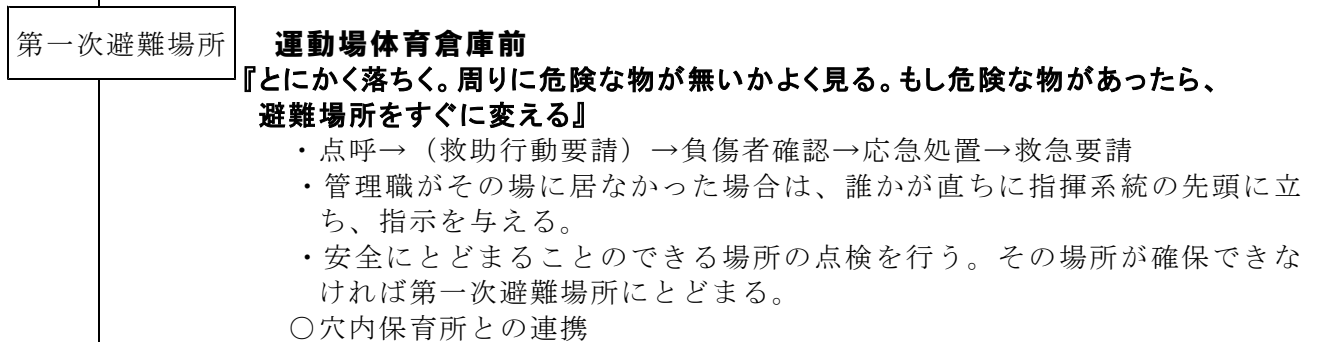


1. 学校での地震発生時の基本行動 『子どもの命が大切。まずは安全に素早く逃げる。』

巨大地震発生



(その場にある護身行動と、救助要請)



① 第一次護身行動

- 教室 ・**素早く机の下にもぐり、机の脚をしっかり握って落下物から身を守る**
 - ・揺れている最中には、天井や窓に目を向けないこと。**(飛び散るガラスから目を守る)**
 - ・揺れが終わったらヘルメットをかぶり、教室の出口に近い者から無言で校舎の外に逃げる。
 - ・途中再び激しい揺れに襲われたらその場で第二次護身行動をとる。
- 階段 ・**手すりにしがみつき、階段から転げ落ちないようにする。**
 - ・揺れている最中には、天井や窓に目を向けないこと。
 - ・揺れが収まったら教室には帰らず、一番近い出口から教室の外に出る。
 - ・途中再び激しい揺れに襲われたらその場で第二次護身行動をとる。
- 体育館 ・**電灯の下で護身行動をとらない。窓際で護身行動をとらない。**
 - ・揺れている最中には、天井や窓に目を向けないこと。
 - ・うずくまり、揺れが止まるのを待つ
 - ・揺れが収まったら教室には帰らず、一番近い出口から外に出る。
- 調理室 ・熱い湯や、揚げ物油を使用中なら、かがんで護身行動をとるまえに、できるだけ遠くに離れること。無理をしてガスコンロ等の消化を行わず、**まずは危険物から遠のくことを優先すること。**
 - ・揺れている最中には、天井や窓に目を向けないこと。
 - ・教師は第一次護身行動の前に、消化活動を優先すること。
- 理科室 ・薬品や火気を使用中なら、**直ちにそのテーブルから遠く離れてから**第一次護身行動をとること。
 - ・揺れている最中には、天井や窓に目を向けないこと。
 - ・教師は第一次護身行動の前に、消化活動を優先すること。
- プール ・揺れを感じたら、プールサイドに直ちに行き、揺れが収まるまでプールサイドに捕まっておくこと。
 - ・揺れが収まったら、直ちに第一次避難場所まで移動すること。
 - ・**更衣室に着替えに行かない。**
 - ・**必ずクツやサンダルを履いて移動すること。**
 - ・タオルは持たせること。
 - ◎安全が確認できたら更衣室に着替えを取りに行き、安全な場所で着替えを行う。
- 校舎外 ・**素早く校舎から離れて、護身行動をとる。**
 - ・揺れが収まったら、指定されている第一次避難場所に集合する。その時、校舎の近くは絶対に通らない。

② 関係機関への第一次報告

- ・児童・教職員の安全確認の内容を報告すること。通じない場合はその対応を無駄に続けない。

【関係機関連絡先】	安芸市教育委員会	3 5 - 1 0 2 1
	東部教育事務所	3 4 - 3 5 9 1
	安芸市役所	3 4 - 1 1 1 1
	安芸警察署	3 4 - 0 1 1 0
	安芸消防署	3 4 - 1 2 4 4

③ 保護者への引き渡し

◎ 震度4以下の場合

津波の心配がなければ、下校させる。

但し、帰宅しても一人だけになることが分かっている児童に関しては、保護者が迎えに来るまで学校で待機させる。

◎ 震度5以上の巨大地震が発生し、児童の引き渡しが必要な状況になった場合は、保護者と事前に確認したとおり学校から保護者には連絡をしない。必要な場合は、災害伝言ダイヤルを利用する。

【引き渡し判断基準】

○ 八丁の下・岸ノ下・川口堀切・八流地区について

津波が到達すると考えられる場合は、保護者は及び児童を引き取りに来た者に対し、災害に関する情報を提供し、学校にとどまるように説得をする。状況により、危険と判断される場合は、児童の引き取りを拒否することもあり得る。(原則として津波の第一波到達後6時間は待機)

津波の心配がない場合でも、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。

○ その他の地区について

保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。

- ・『緊急連絡カード』に登録されている人物かどうかを確認すること。
- ・引き渡し後、避難先（津波浸水地域以外であること）を確認して引き渡し、一覧表に記録しておくこと。
- ・担当者は、その時行動が可能な者が行う。

【引き渡し確認一覧表】

学年	児童名	地区	引き取り者氏名	児童との関係	引き渡し時刻	避難先	確認教師名	特記事項
5	穴内 太郎	穴内			:			
					:			

- ・ 巨大地震や大規模な自然災害にみまわれ、児童を学校に留め置かなければならない事態が発生した場合は、個々の児童の家庭には連絡できないことを、毎年年度当初に保護者と確認をとっておくこと。

④ 学校に留め置く児童の対応

- ・ 安全が確認できたら、全児童が学校で夜を過ごすための準備を開始する。
 - ① 備蓄倉庫から寝具と飲料水を必要数確保する。
 - ② 図書室を片づけて、就寝できる場所を作る。その際には、窓ガラスが割れていれば手近にある物で窓を塞ぐ。そして、残っている窓ガラスはガムテープやのりを付けた紙を張り、飛散防止を行い、必ずカーテンを閉めておくこと。
 - ③ 可能な限り、食事の準備を行う。
 - * 引き渡し作業も合わせて行う。
 - * 可能な限り児童にも手伝わせる。

⑤ 避難してきた方々への対応・避難所の開設

- ・ 基本的に避難所運営マニュアルにそって実施すること。リーダーの選出や自主的な運営をお願いすること。
- ・ 安全が確認できれば、児童の協力（ボランティア活動）も視野に入れる。

⑥ 学校の施設設備等の被害状況の確認し、関係機関への第二次報告

- ・ 学校の施設設備等の被害状況に関係機関に報告すること。通じない場合はその対応を無駄に続けない。

⑦ 巨大地震発生時における対応・教職員の役割 基本に縛られない。臨機応変が重要

- ・指揮系統の順 校長→教頭→5・6年担任
- ・火災発生の有無の確認+備蓄品搬出の準備 用務員、事務職員、3・4年担任
- ・児童の管理 1、2年担任・養護教諭 ・児童の引き渡し 事務職員、3・4年担任

◎安否確認が必要な状況であれば、児童管理担当2名以外は安否確認を優先すること。

2. 登下校中の地震発生時の基本行動 臨機応変に対応できるように、日頃から訓練
巨大地震発生

第一次護身行動

『落ち着いて、まずは身を守る行動を！』

- ・今いる場所で、護身行動をとる。

第一次避難行動

『激しく揺れたら津波が来る。国道沿を登下校する者は、今いる場所から最も近い避難道から、高台に上がり学校を目ざす』

『避難する道が崩れていたら、その近くから何とかして高台に逃げる』

『高台の道を登下校する者は、揺れが収まったら学校を目ざす』

- ・八丁の下 ふだんの通学路で学校へ
土佐くろしお鉄道穴内駅→八丁への避難路→八丁→学校
- ・川 口 ふだんの通学路で学校へ
- ・堀 切 ふだんの通学路で学校へ
国道→六丁→はげの岡橋→学校
はげの岡橋が通行できなければ、六丁の避難所に行く
- ・八 流 ふだんの通学路で学校へ
レストラン矢流→大夫屋地→六丁→はげの岡橋→学校
国道→六丁→はげの岡橋→学校
はげの岡橋が通行できなければ、六丁の避難所に行く
- ・大平、新城、八丁、岡 ふだんの通学路で学校へ

児童の安否確認

臨機応変に対応

- 学校には2名が残り、他の教職員は手分けして徒歩で現地に向かう。
- 学校に帰ってくるのできた児童の対応は、④に従う。

1. 家庭に居るときの地震発生時の基本行動

- ・護身行動については学校にいるときと同様。
- ・津波浸水域にある家庭については、高台への避難を迅速に行う。
- *日頃からの防災対策と点検の重要性について家庭への啓発を行う。
- *保護者と児童とで、離れていても高台に逃げることやどこに避難するかなど、避難行動について確認しておく。

4. 避難所の設置

○校長室、職員室は開放しない。

・3階教室と理科室、PC室は、早期授業再開のために開放しない。

・運動場はヘリポートとするため、避難者の駐車場とはしない。

- ・避難者収容施設＝体育館
- ・避難所運営本部＝図書室（地震発生当日は、部屋の西半分は児童の避難所とする）
- ・救援物資管理室＝図書室と図書室隣の倉庫を片づけ、そこに物品を搬入する。
- ・必要に応じ、2階教室を特別避難者収容室とする。その際には1、2年教室内の物を3階空き教室に移動させる。
- ・簡易トイレ設置場所＝学校農園
- ・炊き出し等調理場所＝ガスや電気が使えれば調理室と裏庭
ガスや電気が使えなければ裏庭
- ・食事等配給場所＝テントを校長室前に張って、そこを配給場所とする。
- ・1階和室は、避難者の実態に合わせて使用する。

□教職員が学校にいる場合 避難所開設の初期対応を行い、地域住民に引き継ぐ。

*避難所運営の主体は地域住民（または行政）であることについて地域住民と確認しておく。

□教食員が学校にいない場合 地域住民が避難所を開設する。

*避難所運営マニュアルに基づき運営する。

5. 自然災害発生時の教職員動員計画・出勤計画及び、その後の教育計画の立案

- ・児童の心の安定を図るためにもできる限り早期の学校再開を目指す。
*地域の被害状況や児童、保護者、教職員の被災状況等も踏まえて検討する。
- ・人的、物的被災状況に応じたカリキュラムを作成し、臨機応変に対応する。。
- ・平時から臨時休校があっても対応できる授業時数を確保した年間計画をしておく。

実

*職員も被災していることから、当面は半日授業での対応や代表勤務を行うなど可能な範囲で
施する。

*学校運営が平常に近づいていく段階で授業時数を確保する方法を検討していく。

土曜授業の実施、長期休業期間の見直し など

*穴内小学校の被災状況や復興の進行状況、児童の心身の状態に応じた学校運営に配慮する。

6. 心性ストレスをおった子どもへの緊急対応

文部科学省発行『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月改訂2版
第4章 第1節 事故等発生時における心のケア P.97～参照

7. 備考

①学校安全及び防犯・防災等に関する資料

『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月改訂2版 文部科学省

「学校の危機管理マニュアル 作成の手引き」 平成30年2月 文部科学省 等

*教員図書棚に設置

②避難所運営マニュアル

*穴内地区自主防災組織と連携して今後作成する。

④ 児童引き渡しカード

年 氏 名

引き取り人

①引き渡し登録者	氏名		児童との面接確認	
②登録者以外の引き取り人	氏名	_____		
	住所	_____		
	携帯電話番号	_____		
	児童との関係	_____		
	児童との面接確認	_____		

これからの行き先

・所在地	_____
・難先と児童の関係	_____
・連絡方法	_____
・そこまでの移動手段	_____

引き渡し時刻	年 月 :
--------	-------

対応者名	
------	--

◎引き渡しの際には『緊急連絡カード』を参照しながら行うこと

- ・『引き渡し登録者』とは、緊急連絡カードに事前に登録してくれている方
- ・『登録者以外の引き取り人』とは、緊急連絡カードに事前に登録されていない方

◎ いずれも必ず児童との面接確認を行い、安全に引き渡してもよい人物かどうかを必ず確認すること。

◎ 児童が「知らない人」と答えたら、確認がとれるまで引き渡してはならない。

*引き渡しの際には、児童環境調査票を参照しながら、引き渡しを行うこと。

*引き渡しカードに、ぬかりなく記入しておくこと。